

「不当要求防止責任者講習」の開催について（お知らせ）

このたび、三重県行政書士会主催により、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第14条の規定に基づき、みだしの講習を下記のとおり開催いたします。

本講習を受講されますと、三重県公安委員会より受講修了書が交付されます

なお、令和7年4月から伊賀市の総合評価方式（建設工事）において本講習受講実績が評価項目となりました。

※ 現在、三重県では、三重県及び桑名市の入札案件、総合評価方式（建設工事）において加対象となっております。

つきましては、業種にかかわらず、ぜひ多くの皆様にご参加いただきたくご案内申し上げます。



1. 日 時 令和6年12月6日（金）午後1時30分～午後4時30分
（受付：午後1時15分～）
2. 場 所 ハイトピア伊賀5階 生涯学習センター多目的大研修室
3. 内 容 暴対法第14条に基づく不当要求防止責任者講習
4. 講 師 公益財団法人 暴力追放三重県民センター、三重県警察、
三重弁護士会による各講師
5. 参加費 無 料
6. 主 催 三重県行政書士会 暴力団等排除対策委員会

申 込 み 方 法

別紙「責任者選任届出書」に記入例を参考に必要事項をご記入のうえ、三重県行政書士会事務局宛てFAXまたはメールにてお申込みください。届出書の到着をもって申込みと代えさせていただきます。

なお、届出書の原本は研修会（講習会）当日に必ずご持参いただきますようお願いいたします。

事務局FAX	: 059-226-4707
事務局メール	: info@mie-gyoseisyoshi.jp
締 切 日	: 令和6年11月29日（金）